上島諸島	愛媛県越智郡上島町　弓削島、佐島、生名島、岩城島、赤穂根島	上島町長	平成二十六年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで
忽那諸島	愛媛県松山市　野忽那島、睦月島、中島、怒和島、津和地島、二神島、釣島、安居島、興居島	松山市長	平成二十六年七月一日から平成三十一年三月三十一日まで
対馬島	長崎県対馬市　対馬島、海栗島、泊島、赤島、沖ノ島、島山島	対馬市長	平成二十六年六月一日から平成三十一年三月三十一日まで
五島列島	長崎県南松浦郡新上五島町　中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日ノ島、有福島、漁生浦島	新上五島町長	平成二十六年六月一日から平成三十一年三月三十一日まで

○法務省告示第三百六十五号

長野県上田市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十六年九月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、上田市役所又は長野地方法務局上田支局に照会すること。

平成二十六年八月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

長野県上田市大字常入七百十六番地　宮崎勝太郎

○法務省告示第三百六十六号

愛媛県松山市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年八月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

愛媛県松山市北柳井町二十四番地　森　温

○法務省告示第三百六十七号

山梨県北杜市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十六年八月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

山梨県北巨摩郡小笠原村小笠原四千二百七十七番地　中村　忠治

○外務省告示第二百八十四号

平成二十六年六月二十六日に東京で、ハトロン州ピアンジ県給水改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ハトロン州ピアンジ県給水改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億八千六百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十六年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十五号

平成二十六年六月二十六日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億八百万円

3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岸田文雄外務大臣

タジキスタン側　シロジッディン・アスロフ外務大臣

平成二十六年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百八十六号

平成二十六年七月十日にキエフで、ウクライナ政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がウクライナ政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　三億五千万円

3　署名者

日　本　側　坂田東一在ウクライナ大使

ウクライナ側　パウロ・シェレメータ経済発展・貿易大臣

平成二十六年八月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

○経済産業省告示第百七十五号

航空機工業振興法（昭和三十三年法律第百五十号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十五年経済産業省告示第百五十三号（航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針）を次のように改めたので、同条第二項において準用する同法第三条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十六年八月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

航空機工業振興法第三条第一項に規定する開発事業者に対する国際共同開発に関する基本的な指針

Ⅰ　航空機工業及び国際共同開発の動向

航空機工業は高い技術力に支えられた高付加価値な加工組立型産業に位置づけられる産業であるとともに、裾野が広く、関連分野への技術波及効果の高い産業であり、今後の我が国経済を担う基幹産業の一つとして発展が期待されている。また、航空機工業は、防衛航空機部門と生産及び技術基盤を共有する民間航空機部門も含め、我が国の安全保障を担う重要な産業であり、主要国は航空機産業を戦略産業として積極的に育成している。

我が国航空機工業は、戦後七年間の空白期間を経て再開され、米軍機の修理や技術導入、ライセンス生産等によって先進諸外国へのキャッチアップに努めた時代に始まり、六十年代のＹＳ―一一に代表される国産機開発への挑戦を経て、七十年代の戦闘機の独自開発や航空機用ターボファンエンジンの研究開発等での実証を通じた技術基盤の確立、八十年代以降はボーイング七六七やＶ二五〇〇等の国際共同開発を推進する時代へと着実に発展してきた。その結果、航空機工業の生産額は二千年以降一兆円前後で推移しており、かつては防需が大半を占めていたものが、国際共同開発に参画してからは民需が防需を上回るまでに至った。直近の国際共同開発プロジェクトであるボーイング七八七においては、機体構造部材の三十五％、二種類のエンジンのそれぞれ十五％を我が国企業が担当しており、加えて複合材に使用される炭素繊維の独占的供給、唯一のローンチカスタマー（第一号顧客）を担当するなど航空機の材料から運航に至るまでの幅広い範囲で貢献している。

今後、世界の航空機旅客需要は、中長期的には着実に増加し、新造旅客機の市場も今後二十年間で現在の二倍近くに拡大すると予測されていることから、我が国の航空機工業の強みである精度の高さ、品質管理、納期遵守、複合材等の素材関連技術等を活かし、拡大する旅客機製造の需要を取り込むことで、中小企業を含めた国内での航空機工業の競争力強化と規模拡大、それに伴う雇用創出が期待される。また、航空機関連企業の多くは防衛も兼務していることから、民需と防需の有機的な連携により、民間航空機工業が成長することで、防衛産業基盤への貢献も期待される。

ただし、航空機を取り巻く世界情勢は大きく変化しており、規制緩和によるローコストキャリア（ＬＣＣ）の台頭を皮切りに、航空機リース事業の拡大、整備・修理・分解点検（ＭＲＯ）の専業会社の台頭、装備品やエンジン等の巨大一次サプライヤーの誕生、航空機製造のサプライチェーンにおける複合材の導入拡大など大きな構造変化が起きている。

このような状況を踏まえると、我が国航空機工業が引き続き成長していくためには、これまでの取り組みを続けるだけでは不十分であり、世界レベルで進む構造変化の流れに対応すべく、革新的な取り組みに挑戦していく姿勢が求められる。